

基 発 1227 第 1 号
令和 4 年 12 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務
の当面の取扱いについて

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）第1条第1項に基づき厚生労働省労働基準局長が定める業務（以下「適用除外業務」という。）については、令和4年12月23日付け基発1223第3号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（以下「新通達」という。）により、令和6年4月1日から新通達記の第2の6によることとしたところであるが、同年3月31日までの間の当面の取扱いに関しては、平成9年3月26日付け基発第201号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について」（以下「201号通達」という。）のほか、別紙によることとするので、了知の上、適切な運用を図られたい。

(別紙)

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務
の当面の取扱い

1 適用除外業務

201号通達記の1にかかわらず、新通達記の第2の6(1)で掲げる業務を適用除外業務とすること。

2 適用除外業務に従事しない期間がある場合の拘束時間等の上限

次の表に掲げる時間とすること。

なお、当該表中の用語の定義については、新通達によることとする。

タクシー運転者の拘束時間等	
1 箇月の 拘束時間	日 勤 勤 務 者 [(適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数) － (適用除外業務に従事した日数)] ÷ (適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数) × 299時間 ^(※)
隔日 勤 務 者	[(適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数) － (適用除外業務に従事した日数)] ÷ (適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数) × 262時間 ^(※)

※ 改善基準告示の拘束時間の上限時間。なお、労使協定により、改善基準告示で規定する時間を超えない範囲で延長する場合は、当該延長した時間とする。

トラック運転者の拘束時間等	
拘束 1 箇 月 の 時 間	[(適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数) － (適用除外業務に従事した日数)] ÷ (適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数) × 293時間 ^(※1)
拘束 1 年 の 時 間	[(適用除外業務に従事した期間を含む1年間の日数) － (適用除外業務に従事した日数)] ÷ (適用除外業務に従事した期間を含む1年間の日数) × 3,516時間 ^(※1)
運 2 週 の 時 間	[14日－ (適用除外業務に従事した日数)] ÷ 14日 × 88時間 ^(※2)

※1 改善基準告示の拘束時間の上限時間。なお、労使協定により、改善基準告示で規定する時間を超えない範囲で延長する場合は、当該延長した時間とする。

※2 改善基準告示の運転時間の上限時間。

バス運転者の拘束時間等	
拘束時間の4週間の	$[28 \text{ 日} - (\text{適用除外業務に従事した日数})] \div 28 \text{ 日} \times 260 \text{ 時間}^{(\ast 1)}$
運転時間の4週間の	$[28 \text{ 日} - (\text{適用除外業務に従事した日数})] \div 28 \text{ 日} \times 160 \text{ 時間}^{(\ast 2)}$

- ※1 改善基準告示の拘束時間の上限時間。なお、労使協定により、改善基準告示で規定する時間を超えない範囲で延長する場合は当該延長した時間とする。
- ※2 改善基準告示の運転時間の上限時間。なお、労使協定により、改善基準告示で規定する時間を超えない範囲で延長する場合は当該延長した時間とする。

3 適用除外業務に関する書類の備付け等

201号通達記の3により事業場への備付けを行う書類としては、同通達で掲げる行政機関への届出書の写のほか、物資等の運搬に関する地方公共団体の要請文書等の写等が考えられるものであること。